

Title	保険制度の利用による経営リスク対策
Sub Title	The Theory and Structure of Dishonored Bill Insurance
Author	庭田,範秋(Niwata, Noriaki)
Publisher	
Publication year	1977
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.20, No.4 (1977. 10) ,p.14- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19771030-04051059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険制度の利用による経営リスク対策

庭 田 範 秋

第1章 中小企業の経営危機と新種保険

(1) 中小企業対策と金融問題

中小企業資金調達の円滑化推進、自己資本充実の促進による経営合理化や体質強化の積極施策と並んで、信用補完機能の充実、融資の活発化などとともに、倒産防止対策なる一連の施策が現段階で求められている。

(2) 倒産の諸原因と保険制度

倒産の原因には内部的原因と外部的原因があるが、とくに外部的原因には構造的原因、社会環境的原因そして偶発的原因とあり、取引先や融資先の倒産による倒産＝連鎖倒産などは、明らかに偶発的リスクの性格のもので、ここに保険制度が介入する余地は十分ある。そのうちの不渡手形をめぐるリスクと事故は偶然性があるところから保険化される。しかし若干は内部的原因たとえば取引先洞察力の欠如なども関係しよう。なお外部的原因には景気動向・金融引締め、資源不足、労働力不足、諸物価高騰なども上げられる。

偶発的要因別倒産件数において、取引先の倒産が半分を占めているのが実状である。従って倒産の過半の原因は連鎖倒産となる。

(3) 中小企業と保険制度

中小企業は大企業に対して弱者であり、社会経済に対して受身である。これが自衛力を持つためには、精神的にも制度的にも団結しなければならないが、少なくも制度的に団結させる代表として保険制度がありうるであろう。

(4) 保険制度と共済制度

保険制度は合理的計算（給付・反対給付均等の原則と収支相等の原則の達成を中心とした）に基づく社会的かつ経済的制度である。これに対し共済制度は精神的連帯の要素を持ったところに特色がある。合理性では保険が、精神的因素では共済が優る。制度や集団の大きさの達成（規模の利益の追求と全国的展開）では保険が、相互扶助の強化では共済に長がある。損得が制度的に生じない点では保険が、所得または財富あるいは経済力の強弱・優劣などの平均化では共済に勝る点がある。再保険制度の

利用には保険が、政府の援助期待（特別会計方式活用、資金導入、財政的テコ入れなど）においては共済が有利である。

第2章 中小企業不渡手形保険の性格

(1) 中小企業不渡手形保険・共済制度（以後本保険または本保険制度と記す）の性格と分類

この保険・共済は、たとえば「被保険者が債務者の支払不能によって蒙る財産的損失に対する被保険者の保険」とか「債権の回収不能によって被保険者が蒙る損害を担保する保険」とかの信用保険と類似して把握できる。貸倒れ保険などと性格的には共通するところが多い。いずれにせよ信用保険の一種と分類して間違いないからう。

(2) 本保険の目的

中小企業者の受取った手形が不渡りとなった場合における中小企業者の不測の損失の防止、手形割引による中小企業金融の円滑化を図るために、金融機関に対して不渡事故が発生した場合の損害を保険したりして、填補に努め、中小企業の商取引の発展、安定成長を図る。直接的にはこの通りであるが、間接的には手形割引申込に対する金融機関の不安を除くこともあり、さらに中小企業の不渡手形事故による倒産防止に努め、広く景気対策と中小企業保護育成ならびに振興発展政策である。

(3) 本保険と並んで考えられる制度

手形を振り出す企業や者がそれぞれ保証保険を付けていたり、それ相当の貨幣ならびに財による経済力を持っていればよいのであるが、このようなことは空論である。やはり受取人が防衛のために利用すべき制度として仕組むのが妥当である。別に中小企業対策として中小企業の倒産危機に直面したものに緊急融資する制度や幅の広い倒産防止保険の新設、そして関連倒産防止資金融資制度、経営強化や合理化資金融資、製品開発研究資金、人材育成資金、公害対策資金や保険、転業・転換事業内容拡大のための資金等々の融資制度も考えられるが、なにしろ倒産が連鎖倒産を主とし、その中で不渡手形発生事故が重要なものであるだけに、まずこの倒産原因中核要素の克服を図る本保険がもっとも必要とされてくる。

第3章 本保険の構造

(1) 本保険の保険者

共済制度という方式では実施されたとしても、本保険はどこまでも経済的問題の制度であるから、仕組み方についてはきわめて大幅に保険の原理が生かされなくてはならない。そして公的性格

がまた強く含まれているのであるから、公庫方式（たとえば中小企業不渡手形保険公庫となろうか）が検討されてよい。この限りでは民営損害保険会社が担当して、公的再保険・再共済とつなげる式は第二番目の検討順位となる。新しい金庫の創設とならび新しい協会の創設も考えられるが、従来からの協会の利用もありえようか。ただこの業務は相当に専門的で高度の知識を有するから片手間ではできないであろう。さらに信用保険としての本保険は保証保険とは相違するから、この点も考慮すべきである。本保険の業務を委託する（一部を）という配慮はなしうるところである。

(2) 本保険の被保険者

まず第一に金融機関という案がある。これだと信用調査を始め、倒産、不渡手形事故発生などの際の諸般の手配が円滑となるが、直接の受益者は金融機関となってしまい、中小企業対策としては間接的となる。共済色と中小企業救済・振興策色の加味がされにくく、あまりに保険的となりすぎるくらいがある。中小企業者自身とする方が本来の目的達成には有利である。ただこの中小企業会社は設立数年（3～7年）の経過を必要とする。企業創設にまつわる危険を対象とするものでないからである。

(3) 本保険の対象にする手形

商業手形に限るとする。つまり約束手形と為替手形である。融通手形は不渡りとなる危険性があまりに大きく、道徳的な批難を受けながら用いられる場合が多いから、最高の信義誠実を尊ぶ保険制度としては成立し難い。

(4) 本保険のリスクの性格

不景気もリスクを増加させる。危険を承知で、または回避できないながらに、商品販売に努めて、不渡手形を握らされてしまう。景気・不景気は国の政策的責任であるから、本保険に国家資金が導入されたり国庫負担が出たり、国家援助がなされてよい。

本来のリスクとしての偶然がある。これは取引相手が諸般の事情により倒産したり、不渡手形を出すことである。これがリスクの本命である。

道徳的危険もある。経営能力の欠如=不渡手形回避感覚の欠落（平均以上に）も一種の道徳的危険であるが、あまり深く追求する要はあるまい。なぜかというに本保険は保証保険ではなく信用保険（被保険者を債権者とし、その債権は金銭債権で商取引上の相手である債務者の破産や支払不能を理由として、それによる被保険者の損害を填補する）（売買代金請求債権、商品代金債権など、手形は流通する有価証券ともいわれている）なのであるから、手形振出人とこれを受取った中小企業者たる被保険者の両者にまたがる道徳的な危険となるからである。保証保険ではこの場合中小企業者で保険加入者の当人だけの道徳的危険から道徳的事故（道徳的危険とつながった）が発生する。

(5) 本保険制度設立のための具体的準備

保険制度（共済制度でも同じ）の設立・始動のための資金（それほど膨大なものでなくとも）が必要と

される。政府の出資・出捐を中心に地方公共団体・地方自治体や関係団体からこれを仰ぐ。金融機関も当然不安が除かれ、事業が活発となりうるのであるから、(手形割引業務の安全性向上) 出資・出捐に応じさせる。

中小企業者も加入に際して保証人を立てたり、連帯相互保証をなし、加入金または利用金とでも性格付けられる保証金の一種を出させることもありうるであろう。そして保証金の所定倍率の限度までは保険利用ができるという方式も検討の要がある。保険組合加入金の口数と保険保護上限との関連付けである。

(6) 本保険における再保険制度

なんといっても経済的弱者たる中小企業者(大企業に対してと社会環境に対して弱者)の保険で、景気に左右される保険であり、また道徳的危険も存するから、絶対に再保険またはそれに類する配慮が必要である。この再保険を特別会計に連結させて、国の財政的保障を勝ちえておくべきである。政府の助成をここで確保するわけであるが、同時に事務費部分の公的負担も取り付けたい。

(7) 本保険の保険料に関する考察

保険加入に関しては任意加入か強制加入かで保険料のあり方は変ってくる。強制加入の方が所得・財富・経済力再分配的配慮を込めて、やや低めに定めうるであろう。加入者の業種、資本力ならびに経営規模、前歴、信用度調査結果などで保険料にある程度の段階が設けうる。また契約金額別に保険料の段階も出るが、企業規模の小なるものや契約金額の大なるものは、場合によっては保険料は高くなる。業種別に事故率が定められれば当然保険料に段階が生ずる。

初期には保険料はやや高めに定めるをよしとする。大不況期の到来に備えるからである。最低のところ当該事業年度の正味収入保険料の100%に達するまで、当該正味収入保険料2%の以上を異常危険準備金として積み立てるべきである。いずれにしろ保険料はやや高めにして資金の集積を当初図らなければならない。その代り資金はできるだけ中小企業への還元運用に向けられるべきであろう。

再保険料も業種別に定められてやや高めに集め、剩余発生に際しては業種別にそれぞれの業種団体(組合とか協会とか)を通じて割戻されるべきである。概して危険の高い業種の保険料に一律的に揃えて、その代り危険の低いところに割戻すのをもってよしとする。このことの過程で、中小企業者の相互扶助や共済の精神的色彩が出しうるのである。保険料が比較的揃えられることで、連帯性が強調される。

(8) 本保険の組織作り

各都道府県別にあたかも支社のようなものを作り、それを一つの集団のごとくに把握して、保険料その他の基準をそれぞれ定める方式。これとは別の、業種別的方式と二つがある。これらの中央団体が作られて、これが各单位組織を総括するが、この中央団体が損害保険会社と販売業務や契約

保全業務につき提携の体制を締結することも考えられる。そしてその際やや事業内容を広げて、中小企業者・事業主の死亡保険とか従業員の退職金・退職年金の仕事をも同時に展開するよう努めることもできよう。要するに本保険を契機にして徐々に近代的・総合的保険体制へと踏み出すわけである。連鎖倒産の結果の従業員への退職手当の保険化も同時に考えられる。保険は総合化を目指すとともに、多種保険の手掛けが、合理的とされる。

本保険を通じて中小企業者は経営を見直し、再保険で政府は中小企業の指導・統制力を強める。この場合本保険が行政の延長組織的性格を強く持ち、別の本保険全構造が行政とは別個の性格を強くとどめるものなら、保険を通ずる中小企業合理化策的效果がでてくる。

(9) 本保険の保険金

保険者は 1) 加入に際して厳しく、支払いに際して緩く、2) 加入に際して緩く、支払いに際して厳しくのいずれかの姿勢を選ぶが、共済色が強いならば 1) となる。販売政策的には 2) となるであろう。

元来信用保険は損害額の一定割合つまり多くは4分の3しか填補しない。しかし連鎖倒産の場合は90%としてもよいのではないか。また4分の3にこだわらず80~85%にしても問題はさして生じないと思う。

保険価額は手形の金額、保険金額はやはり同じとしてよい。ただし手形面上に記載された手形金額の90%を保険金額(保険に付する額)とすれば、一段と道徳的危険は回避される。

$$\text{保険金} = \underbrace{\text{保険価額} \times \frac{90}{100}}_{\text{保険金額}} \times \underbrace{\left(\frac{90}{100} \sim \frac{75}{100} \right)}_{\text{損害填補率}}$$

となるわけである。

一件当たりの保険金支払限度と一中小企業者の保険期間中の総支払保険金額(支払われた保険金の総合計高)の両者で支払を抑えることが考えられる。

再保険の場合はその年度の総再保険契約の総支払保険金額が更に設定されることがある。これが無い場合には強力な国の支払保証体制が必要である。赤字発生に対しては異常危険準備金も赤字解消に投入される。

(10) 本保険の保険料率

段階制をとるか一率方式にするかであるが、まず3~5段階ぐらいが適當かと思われる。ただし保険金額または保険価額に対する率は上限があってよい。

(11) 本保険における保険金額の算出ならびに保険の付け方

たとえば、各中小企業者の売上額(年商いくらい)を基準にし、これに所定率(三つの率ぐらいを定め、その選択は自由とする)を掛けた数字を保険金額とする。

別に包括保険の方式で、個別契約方式の際の逆選択を防止しながら、およそその年度内の取扱う手形総合計・総数を各年次の平均額で把握して、その数字を保険金額とする。

前者だと手形制度の発展を促進し、後者だとやや手形の乱利用に流れる危険性はある。また割引依頼した約束手形と為替手形の総合計金額を保険金額とする方式もある。

(12) 本保険の保険料と税金問題

できれば保険料は損金算入とし、税法上損金扱いとされたい。

(13) 本保険の加入者資格の問題

所定の資本金額以下の企業者（つまり中小企業者）と定めながら、零細にすぎる者は排除するか、特別の条件を付ける。また本保険組合・協会・団体そのものへの加入（組合員・協会員・団体員となる）には、推薦人とか連帯相互保証人または保証金などの諸策を必要とし、この条件を零細者には少しきつくすることが考えられる。

中小企業規模を上まわる者も加入でき、場合によってはその業種組合や都道府県の地域団体が加入依頼や加入勧誘をすることもありうる。

(14) 本保険において道徳的危険の発生した場合、事故発生者に対する処遇

保険金は支払われないほか、加入金の没収などもありうる。連帯相互保証人が責任を追求されることもある。事故発生者には次年度の保険料率が上り、加入金額に制限の設けられることもある。

(15) 本保険加入への制限と保険料との関係

1) 手形の期間の長さで加入制限があったり料率が上る。2) 手形の総金額で抑えたり、枚数で抑えたりする。それぞれ保険料率を変えて自由選択にすることもある。3) 一つ一つの手形の最高金額をいくらと抑える。そして金額に応じて保険料率が変る。

(16) 本保険における再保険制度の組み方

1) 一定率再保……本保険ではこれが一番妥当と思われる。2) 一定額以上のものだけ再保、3) 元受保険の総合計金額中所定の額を毎年再保に出す。

→発生損害一定率を損害墳補する……一番妥当、←一定額を越えて損害が出た時、その分を墳補、≡一つ一つの保険で所定の金額を越える大きな損害だけを墳補。

(17) 再保険財政対策

1) 政府より基金拠出、2) 特別会計、3) 剰余金の積立、4) 異常危険準備金の蓄積。

(18) 保険金の請求および支払

保険事故発生の翌日から請求でき、請求を受けた日から15日以内に支払われる。連鎖倒産を避けるために可及的すみやかに保険金は支払われるべきである。

(19) 本保険の免責

1) 故意または重過失、2) 大規模な天災・事変（集積リスクの回避）、3) 世界的にして超大型不況

(この場合といえどもおそらくは可能な限り保険金は支払われるようが), 4) 戦争。

(20) 本保険をめぐる重複保険の問題

たとえば国営損害保険にして輸出保険との。その他重複保険(超過保険となるケースが多い)の場合には保険金支払の調整がなされる。

第4章 本保険の特殊事項

本保険でさらに特別に配慮されるべき諸点は次のとくである。

- 1) 本保険は信用保険であるから、信用調査に細心の注意が払われるべきである。そのために、特殊信用機関の設置もありうる。
- 2) 本保険は政策保険にして公的保険の性格が強いから、危険選択はほとんど成し難いと見てよい。その分だけ保険料はやや高まる。
- 3) 長期不況、慢性不況そして低成長の今後のわが国で、異常危険準備金は是非考えられておくべきである。
- 4) 本保険には利潤・利益分も含めた、つまり利益保険的因素の入りうる余地がある。この分の保険料は考えておかなければならない。道徳的危険にも関連を持つから。また本保険は景気変動の影響を直接受ける性質を有するから、保険者は好況時の蓄積をもって不況時に備える必要がある。好況時にみだりに保険料の引き下げなど行なってはならない。
- 5) 本保険のリスク——事故は不渡手形発生であるが、そのことの生ずる原因は多々あって多方面に及ぶから、リスクは包括的な幅広いものと考えておかなければならない。
- 6) 本保険はリスクの範囲が大で、しかも担保のとられていない信用保険とみるべきである。また不況期などの無理な営業政策がリスクを左右する。手形そのものの保証で、代金債権そのものではない。危険の大きさを再確認すべきである。無担保契約をめぐる信用保険的である。
- 7) 連鎖倒産は連鎖の字が示すとく巨大な損害となる場合が多い。倒産の原因もきわめて広範囲である。
- 8) 保険申込人(または組合・協会・団体加入申込人)の告知を詳細な事項まで求め、中小企業者の経営方針や会社経歴書などの提出を義務付けることもよい。前年度に比しての積極経営政策などの場合には説明を求めるべきである。
- 9) 本保険の損害率はあまり過去の損害率を基礎とできない。また本保険が形成されれば、過去のリスクは確実に高められてくる。
- 10) 一中小企業者はもしその性格がある方向に片寄っていた場合、手形事故でも連発・頻発させる危険性がある。中小企業者のワン・マン性もこれを促進する。

- 11) 保険金の支払をしたあとは、回収した手形上の債権は保険者に帰属する。しかし事後処理の諸努力は中小企業者に依然として課せられる。そのための費用は墳補率に従って保険者負担となるべきであろう。
- 12) 本保険で損害墳補され残された分につき、たとえば都道府県・地方公共団体・地方自治体などが、中小企業救済策として墳補してやることは好ましい。
- 13) 保険金に利潤・利益・利子の部分が含まれたとしても、損害墳補率が100%でない以上、利得は生じないものと思う。
- 14) 訴訟費用を保険金として支払うこともありうるであろう。
- 15) 連鎖倒産その他の事故を証明する書類を調べることを義務付けることはできる。
- 16) 本保険の保険契約の方式が包括自動引受である場合には、中小企業者に付保義務、保険者に引受義務が発生する。この際包括契約の総墳補限度額の設置は望ましく、保険者による任意解除の規定も設けられてよい。